

## 板橋区災害薬事コーディネーター設置要綱

平成31年3月19日区長決定

令和8年4月1日一部改正

令和8年5月29日一部改正

### (目的)

第1条 震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ確に提供されるよう円滑な医療救護活動を行うため、板橋区災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を設置し、その職務、任用、勤務条件等に関し必要な事項について定める。

### (職務)

第2条 薬事コーディネーターは、東京都板橋区（以下「区」という。）の区域内に震度6弱以上の地震が発生した場合等の大規模災害時及び平時において、区における次の職務に関して、統括・調整を行うものとする。

- (1) 板橋区災害医療コーディネーターを薬事においてサポートすること。
- (2) 薬剤師班の編成、派遣その他活動全般に関すること。
- (3) 備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整に関すること。
- (4) 訓練に関すること。
- (5) その他医薬品等の確保及び薬事に関すること。

### (身分)

第3条 薬事コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

### (任用)

第4条 薬事コーディネーターは、災害時における医薬品供給及び板橋区における薬事の実情に精通した、経験豊富な薬剤師の中から区長が任用する。

- 2 薬事コーディネーターの定数は、2人以内とする。
- 3 薬事コーディネーターの任用期間及び年齢制限については、非常勤職員任用基準（昭和54年7月16日区長決定）による。
- 4 薬事コーディネーターの任命の発令は、発令通知書（[別記第1号様式](#)）による。
- 5 薬事コーディネーターの任用に当たり、労働条件通知書（[別記第2号様式](#)）を交付する。

### (欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、薬事コーディネーターとなることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを出張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(勤務態様)

第6条 薬事コーディネーターの勤務日及び勤務場所は、地域保健課長（以下「課長」という。）が定める。

(報酬及び費用弁償)

第7条 薬事コーディネーターの費用弁償は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第25号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和54年板橋区規則第7号）の定めるところによる。

(遵守事項)

第8条 薬事コーディネーターは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従うこと。
- (2) 勤務時間中は、職務に専念すること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと（その職務を退いた後も同様とする。）。
- (4) 区の非常勤職員としての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(解職)

第9条 区長は、薬事コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績又は能率が従事に適しないと認められたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小若しくは予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。

(退職)

第10条 薬事コーディネーターが、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、薬事コーディネーターとしての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て区の承認があったとき又は退職願提出後14日を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 期間の定めのある任用が満了したとき。

(退職願)

第11条 薬事コーディネーターは、退職しようとする場合は、少なくとも14日前までに退職願を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、区長の承認があるまでは従前の職務に服さなければならない。ただし、退職願提出後14日を経過した場合は、この限りでない。

(公務災害補償等)

第12条 薬事コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職

員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和47年特別区人事・厚生事務組合条例第13号）の定めるところによる。

（委任）

第13条 この要綱について必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

# 発令通知書

(氏名)	(職層名)
(所属)	
(発令内容)	
職名 板橋区災害薬事コーディネーター	
職務内容 震災等の大規模災害発生時における医療救護活動及び平時の合同訓練を行うための薬学的助言	
勤務態様 地域保健課長が定める	
勤務場所 地域保健課長が定める場所	
報酬 (1)基礎報酬 日額 災害救助活動 16,800円 合同訓練参加 14,200円	
任用期間 令和 年4月 1日から 令和 年3月31日まで	
指揮監督者 健康生きがい部（保健所）地域保健課長	
令和 年 月 日	
発令権者 板橋区長	坂本 健

## 労働条件通知書

令和 年 月 日	
様	
事業場名称・所在地 板橋区役所健康生きがい部（保健所）地域保健課 使用者職氏名 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区長 坂本 健	
契約期間	期間の定め無し、期間の定め有り（※）（令和 年4月1日～令和 年3月31日）
就業の場所	健康生きがい部（保健所）地域保健課長が定めるものとする。
従事すべき業務の内容	板橋区災害薬事コーディネーターの業務
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○をつけること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等</p> <p>(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） ※生活衛生課長が定める 【以下のような制度が労働者に適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）</p> <p>(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分、（終業） 時 分から 時 分、コアタイム 時 分から 時 分）</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p>(5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○ 詳細は、板橋区災害薬事コーディネーター設置要綱第6条</p> <p>2 休憩時間（ 60分） ※勤務時間が6時間を超える場合に限り付与する</p> <p>3 所定時間外労働の有無（有・無）</p>
休日	<p>・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（地域保健課長が定める勤務日以外の日）</p> <p>・非定例日；週 月当たり 日、その他（ ）</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合1年間 日</p> <p>○ 詳細は、板橋区災害薬事コーディネーター設置要綱第6条</p>
休暇	無し
賃金	<p>1 基本賃金・イ 月給（ 円） ロ 日給（災害救助活動：16,800円、合同訓練参加： 円） ハ 時間給（ 円） ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ 円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法</p> <p>イ（ 手当 円／：計算方法： ） ロ（ 手当 円／：計算方法： ） ハ（ 手当 円／：計算方法： ） ニ（ 手当 円／：計算方法： ）</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率</p> <p>イ 所定時間外 法定超（ 25 ）%、所定超（ 0 ）%、法定内（ 0 ）% ロ 休日 法定休日（ 35 ）%、法定外休日（ 0 ）%、 ハ 深夜（ 25 ）%</p> <p>4 賃金締切日－ 随時</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制（有・無） ※ただし、非常勤任用基準による</p> <p>2 自己都合退職の手続（退職する14日以上前に届け出ること）</p> <p>3 解職の事由及び手続 〔板橋区災害薬事コーディネーター設置要綱に定める事由に抵触した場合〕</p> <p>○ 詳細は、板橋区災害薬事コーディネーター設置要綱第8条～第11条</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（ ）</p> <p>・雇用保険の適用（有・無）</p> <p>・その他（ ）</p>

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	<p>1 契約更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）〕</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。〔・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）〕</p>
-------	--